



JASDAQ

平成 19 年 3 月 23 日

各 位

会社名 国際放映株式会社
代表者名 代表取締役社長 新江幸生
(JASDAQ・コード 9604)
問合せ先 常務取締役
総務担当 柴田 徹
(TEL 03-3749-7213)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 3 月 23 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 19 年 4 月 26 日開催予定の第 69 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)並びに「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)及び「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が、平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更するものであります。

- (1) 定款の全般的な見直しにより、英文の社名を定めるものであります(第 1 条)。
- (2) (目的)の内容を時代の推移に合わせ、字句の修正等を行うものであります(第 2 条)。
- (3) 現行第 10 条及び第 11 条は手続条項ですので、株式取扱規程に移管するものであります。
- (4) 株主総会運営の合理化と株主の皆様へ情報提供方法の多様化を図るため、株主総会参考書類等のインターネット開示と見なし提供についての定めを新設するものであります(第 16 条)。
- (5) 取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、社外取締役及び社外監査役に相応しい人材の招聘を容易にするため、責任一部免除の定めを新設するものであります(第 32 条及び第 42 条)。なお、第 32 条につきましては、監査役全員一致による監査役会の同意を得ております。
- (6) 第 6 章に「会計監査人」の章を新設し、第 44 条(会計監査人の選任)、第 45 条(会計監査人の任期)、第 46 条(会計監査人の報酬等)を新設するものであります。

- (7) 「会社法」の施行に伴い、単元未満株主の行使することができる権利の定め(第 8 条)、株主総会招集地(第 13 条)、議決権の代理行使における代理人の員数規定(第 18 条)、機関の設置(第 20 条、第 33 条、第 43 条及びこれに伴う第 44 条乃至第 46 条)、取締役会の決議の省略(第 28 条)を、それぞれ新設するものであります。
- (8) 引用する条文を旧商法から「会社法」の相当条文に変更するものであります(第 6 条及び第 17 条)。
- (9) その他、「会社法」の施行に伴い、必要な規定の新設・削除、条文の整理や条数と用語の変更、字句の修正等、全般にわたり所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成 19 年 4 月 26 日(木曜日)
定款変更の効力発生予定日	平成 19 年 4 月 26 日(木曜日)

以 上

(別紙)

(下線__は変更部分を示す。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、国際放映株式会社と称する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の業務を営む。</p> <p><u>1. 映画、テレビ放送番組、有線テレビ放送番組の制作並びにその賃貸借と売買</u></p> <p><u>2. 映画、テレビ放送番組、有線テレビ放送番組等の制作の為の設備並びに機材の賃貸</u></p> <p><u>3. 映画、演劇、テレビ放送番組、有線テレビ放送番組等に関連する作業の請負</u></p> <p><u>4. 映画演劇その他の興行、及び映画、演劇、技術養成所の経営、並びにタレント斡旋</u></p> <p><u>5. 舞台装置、装飾展示、催事、展示場、遊戯場、遊園地の企画制作並びに請負</u></p> <p><u>6. 喫茶、食堂、並びに娯楽機関の経営</u></p> <p><u>7. 出版、オーディオソフト・ビデオソフトの制作並びに販売</u></p> <p><u>8. 煙草小売並びに郵便切手及収入印紙類の売捌き</u></p> <p><u>9. レストラン、バー、百貨店、マーケット、ホテル、旅館、その他の観光事業の経営</u></p> <p><u>10. 土地建物の賃貸借及び不動産の管理</u></p> <p><u>11. 土地造成、建物建設並びに不動産の売買</u></p> <p><u>12. 保険代理業務</u></p> <p><u>13. 日用雑貨品、玩具の販売</u></p> <p><u>14. 前各号に附帯する一切の業務</u></p> <p><u>② 当社は、その経営上必要と認める他会社の株式所有、並びに前項の目的を達するために必要又は有利な事業に投資又は貸付をすることができ</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、国際放映株式会社と称し、<u>英文ではINTERNATIONAL TELEVISION FILMS, INC.と表示する。</u></p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の業務を営む<u>ことを目的とする。</u></p> <p><u>(1) 映画、テレビほかの動画媒体において放送又は配信される番組の制作、制作請負・委託並びにその賃貸借と売買</u></p> <p><u>(2) 映画、テレビほかの動画媒体において放送又は配信される番組及びコマーシャルの制作の為の設備並びに機材の賃貸</u></p> <p><u>(3) 映画、演劇その他の興行及び映画、演劇、技術養成所の経営並びにタレントの斡旋</u></p> <p><u>(4) 舞台装置、装飾展示、催事、展示場、遊戯場及び遊園地等の企画・制作並びに請負</u></p> <p><u>(5) 喫茶、食堂及び娯楽施設の経営</u></p> <p><u>(6) 出版、オーディオソフト、ビデオソフト及びDVDの制作、販売及び賃貸借</u></p> <p><u>(7) 煙草の小売並びに郵便切手及び収入印紙類の売捌き</u></p> <p><u>(8) レストラン、バー、百貨店、マーケット、ホテル、旅館その他の観光事業の経営</u></p> <p><u>(9) 土地及び建物の賃貸借管理並びに駐車場の経営</u></p> <p><u>(10) 土地の造成、建物の建設及び不動産の売買</u></p> <p><u>(11) 保険代理業務</u></p> <p><u>(12) 日用雑貨品及び玩具の販売</u></p> <p><u>(13) 商品化権に関する事業</u></p> <p><u>(14) 前各号に附帯する一切の業務</u></p> <p>(以下削除)</p>

る。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都世田谷区に置く。

(会社が公告を為す方法)

第4条 当社の公告は、東京都内に於て発行する日本経済新聞及びサンケイ新聞に掲載する。

第2章 株 式

(会社が発行する株式の総数並びに1単元の株式の数)

第5条 当社は発行する株式の総数は参千式百万株とする。

② 当社の1単元の株式の数は1,000株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。

(新設)

(新設)

(株 券)

第7条 当社の発行する株券の種類は、1株券、5株券、10株券、50株券、100株券、500株券、1,000株券、5,000株券、10,000株券の9種類とする。但し100株未満の株式については、その株数を表示した株券を発行することができ

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都世田谷区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法によって行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は3,200万株とする。

(以下削除)

(自己の株式の取得)

第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は1,000株とする。

(単元未満株主の権利)

第8条 当社の単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式数」という。)を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て 及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(第10条へ挿入)

る。

(単元未満株券の不発行)

第 8 条 当社は1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。

(株式の名義書換その他の手続)

第 9 条 株式の名義書換、質権に関する登録又はその抹消、信託財産の表示の登録変更又は抹消、株券の再発行、単元未満株式の買取り、株券喪失登録、その他株式に関する手続及び手数料は、取締役会で定める株式取扱規程による。

(氏名・住所・印鑑)

第10条 株主(実質株主を含む。以下同じ)、質権者又はその法定代理人並びに受託者は、その氏名住所並びに印鑑を届け出ることを要する。その変更のあった時も又同様とする。但し、法定代理人は、その代理権を証する書面を提出することを要する。

(外国居住の株主)

第 11 条 外国居住の株主は、前条に定めるもののほか、日本国内に仮住所又は代理人を定めて、当社に届け出なければならない。その変更のあった時も同様である。

(基準日)

第 12 条 当社は毎決算期現在の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

② 前項の他必要あるときは取締役会の決議により予め公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株券の発行)

第 9 条 当社は、株式に係る株券を発行する。

2 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。

(株式取扱規程)

第10条 当社が発行する株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成及び備置きその他株式又は新株予約権に関する事務及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(削除)

(削除)

(削除)

(名義書換代理人制度)

第13条 当社は株式につき、名義書換代理人を置くことができる。

名義書換代理人及びその事務取扱い場所は取締役会の決議によって選定する。

当社の株主名簿並びに株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、株券喪失登録その他株式に関する事務はすべて名義書換代理人に取扱わせる。

(新設)

第3章 株主総会

(総会の招集)

第14条 定時株主総会は、決算期の翌日から3カ月以内にこれを招集する。

② 臨時株主総会は、必要の際、随時これを招集する。

③ 株主総会は、代表取締役社長がこれを東京都中央区又は東京都世田谷区に招集する。代表取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定める順位により、他の取締役がこれに代る。

(新設)

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成及び備置きその他株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿に関する事務は、すべて株主名簿管理人に取扱わせる。

(基準日)

第12条 当社は毎年1月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項に定めるほか必要がある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集時期及び招集地)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年4月に招集する。

2 臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

3 株主総会の招集地は、東京都世田谷区又は東京都区内とする。

(招集権者)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集する。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役が招集する。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主を代理人として議決権の行使を委任することができる。但し、代理人は、株主総会前に、代理権を証する書面を会社に提出することを要する。

(総会の議長)

第 16 条 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれに当る。代表取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定める順位により、他の取締役がこれに代る。

(新設)

(総会の議決)

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席株主の議決権の過半数を以ってこれを決する。

2 前項の規程にかかわらず商法第 343 条に定める特別決議は総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上でこれをなす。

(新設)

(削除)

(議長)

第 15 条 株主総会においては、取締役社長が議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、会社法第 309 条第 2 項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主 1 名を代理人としてその有する議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合には、株主又はその代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(新設)

第 4 章 取締役及び取締役会

(新設)

(取締役の定員及び選任)

第18条 当会社に取締役 12 名以内を置く。

取締役は、株主総会で選任する。

- ② 取締役の選任の決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を要する。但し、取締役の選任決議については累積投票によらない。

- ③ 前項の選任には、株主総会の決議により、指名推薦の方法を用うことができる。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は退任者の残存期間とする。

- ③ 増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の残存期間とする。

(代表取締役及び役付取締役の選任)

第 20 条 取締役会の決議で代表取締役若干名を選任し、その内 1 名を社長とする。尚必要により副社長、専務取締役及び常務取締役を選任することができる。

- ② 各代表取締役は、取締役会の決議に従い、当

(総会議事録)

第19条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果その他法務省令に定める事項を記載し、又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名捺印又は電子署名を行う。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第20条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の定員及び選任)

第21条 当社の取締役は 12 名以内とし、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 3 取締役の選任決議については累積投票によらない。

(以下削除)

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(削除)

- 2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長 各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(以下削除)

会社の業務を執行する。

③ 代表取締役社長は、法令に定めるもののほか、次の職務及び権限を有する。

1. 当会社の業務の統轄、執行

2. 取締役会の招集

3. 取締役会に対する業務の報告

④ 代表取締役社長以外の代表取締役は、社長を補佐し、社長事故あるときは、取締役会の予め定めるところによりその職務を行う。

(会長の選任及びその権限)

第21条 取締役会の決議で取締役中1名を会長に選任することができる。

② 取締役会長は、取締役会を主宰し、その議長となる。

③ 取締役会長を置かないとき又は事故があるときは、代表取締役社長がこれに代り、会長、社長共に事故があるときは、予め取締役会の定める順位により、他の取締役がこれに当る。

(新設)

(取締役会の招集)

第22条 取締役会は、代表取締役社長がこれを招集する。代表取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定める順位により、他の取締役がこれを招集する。

② 招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日より3日前に発する。但し、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

(新設)

(削除)

(取締役会の権限)

第24条 取締役会は法令又は定款に定める事項のほか、業務執行に関する重要な事項を決定する。

(取締役会の招集権者及び招集手続)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。

3 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

4 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。

(取締役会の議長)

第26条 取締役会においては、取締役社長が議長とな

(決議要件)

第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数出席し、その出席取締役の過半数を以てこれをなす。

②. 可否同数のときは議長の決するところによる。

(新設)

(取締役会)

第24条 当会社の業務執行については、取締役会規則の定めるところによる。

(取締役会議事録)

第25条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果は議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印又は電子署名を行う。

(報酬及び退職慰労金)

第26条 取締役の報酬及び退職慰労金は株主総会の決議により定める。

(新設)

る。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(取締役会の決議方法)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(以下削除)

(取締役会の決議の省略)

第28条 取締役会の決議事項についての取締役の提案に対し、議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会規則)

第29条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役会議事録)

第30条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果その他法務省令に定める事項に記載し、又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印又は電子署名を行う。

(取締役の報酬等)

第31条 取締役の報酬、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)に関する事項は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第32条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を、

法令の定める限度の範囲内において免除することができる。

- 2 当社は、社外取締役との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任について、当該社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第33条 当社は、監査役及び監査役会を置く。

(監査役の定員及び選任)

第34条 当社の監査役は4名以内とし、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第35条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第36条 監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤監査役を選定する。

(監査役会の招集手続)

第37条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査役会を開催することができる。

第 5 章 監査役及び監査役会

(新設)

(監査役の定員及び選任)

第27条 当社に監査役 4 名以内を置く。

監査役は、株主総会で選任する。

- ② 監査役の選任の決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を要する。

(監査役の任期)

第28条 監査役の任期は、就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任者の残存期間とする。

(常勤監査役)

第29条 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。

(監査役の招集)

第30条 監査役会の招集通知は各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

(新設)

<p>(監査役会の決議要件)</p> <p><u>第31条</u> 監査役会の決議は、法令の別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役会議事録)</p> <p><u>第32条</u> 監査役会における議事の経過の要領及びその結果は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名捺印又は電子署名を行う。</p> <p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p><u>第33条</u> 監査役の報酬及び退職慰労金は株主総会の決議により定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役会規則)</p> <p><u>第34条</u> 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定める事項のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役会の決議方法)</p> <p><u>第38条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p><u>第39条</u> 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(監査役会議事録)</p> <p><u>第40条</u> 監査役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果その他法務省令に定める事項を記載し、又は記録し、出席した監査役がこれに記名捺印又は電子署名を行う。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p><u>第41条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第42条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を、法令に定める限度の範囲内において免除することができる。</p> <p><u>2</u> 当社は、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の責任について、当該社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p>(削除)</p> <p><u>第6章 会計監査人</u></p> <p>(会計監査人の設置)</p> <p><u>第43条</u> 当社は、会計監査人を置く。</p>
---	--

<p>(新設)</p>	<p><u>(会計監査人の選任)</u> <u>第44条</u> <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(会計監査人の任期)</u> <u>第 45 条</u> <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2</u> <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(会計監査人の報酬等)</u> <u>第 46 条</u> <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>
<p><u>第 6 章 会 計</u></p>	<p><u>第 7 章 計 算</u></p>
<p><u>(会計期間)</u> <u>第35条</u> <u>当会社の会計期間は、毎年2月1日から翌年1月31日迄とし、毎年1月31日を決算期とする。</u></p>	<p><u>(事業年度)</u> <u>第47条</u> <u>当会社の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までとする。</u></p>
<p><u>(株主配当金)</u> <u>第36条</u> <u>株主配当金は、決算期最終の株主名簿に記載又は記録された株主に配当する。但し、配当確定の日から5年を経過した時は、会社は、その支払の義務を免れるものとする。</u></p>	<p><u>(剰余金の配当)</u> <u>第48条</u> <u>当会社は、株主総会の決議によって毎年1月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)をすることができる。</u> <u>2</u> <u>期末配当金については、支払開始の日から満5年を経過しても受領されないときは、会社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p>